

別居親子の面会、米では

札幌 神戸の大学教授が講演

離婚などで別居後の親子の面会を支援する「札幌おやこ面会交流の会」(略称・綾の会、内田信也代表、三十人)の設立記念講演会が四日、札幌市中央区の札幌弁護士会館で行われ、臨床心理士

で、日本の共同親権に当



たる「共同監護権」が離婚後も選べる。離婚の際には面会交流などを取り決める必要がある。

柵瀬教授は「米国では百年以上前から、別居した親子で、こうした面会交流権が認められている」と説明。隔週に一度

週末に子を泊まりがけで預かるのが平均的だとい

う。

配偶者間で暴力が振る

われていた場合(ドメス

ティック・バイ・オレンス

DV)、家庭裁判所が調

査した上で、①子にも危

険があるなら、民間が運

営する支援施設「リビング

セッションセンター(V

C)」で監視つき面会を

行う②子に危険がないな

ら、父と母が顔を合わせ

ないよう子の受け渡しだ

けをVCで行うことも

紹介。「米国では、でき

るだけ親子の関係を断絶

させないのが大原則」と

話した。